

大和市監査委員告示第16号

令和3年5月31日付け大和市監査委員告示第14号をもって公表した総務部に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年6月16日

大和市監査委員 佐藤 光 徳

大和市監査委員 青 木 正 始

| 監査の結果  | 措置の内容   |
|--|---|
| <p>(管財課)<br/>行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務において、納入遅延に伴う督促状を発送していないものがあつた。</p> | <p>納付書発行後の処理について、納期限到来時の速やかな納付確認と、納付遅延時の遅滞ない督促状発送を事務フローとして係内で共有しました。今後は処理漏れのないよう努めます。</p> |